

役員および理事の種類と職務

		役職名	職掌	共通の責務
役員会 (役員および理事)	執行役員会	会長(1名)	クラブの代表、会議全般の議長、	クラブ全般の管理運営
		前会長(1名)	会長の補佐、一時的な会長代理	
		次期会長 (1名)	〃 次期会長としてクラブの代表	
		副会長(3名)	〃 会長空席の場合の代行就任	クラブが国内法令等の規定や規制を確実に遵守するように管理
		財務担当 (1名)	クラブ資金の管轄 財政状況の記録および報告	
	事務局長 (1名)	クラブの記録、国際キワニス本部・地区本部への手続きおよび報告、会員への案内および報告	会員が良好か否か判定	
		理事(7名)	7つの常任委員会の委員長	

- ☞ 全ての役職は任期1年、再任を妨げない
- ☞ 財務担当と事務局長の兼任を除き、兼任を認めない
- ☞ 前会長は直近の会長で就任の意思がある者が就任する（よって推薦の対象ではない）

役員および理事の資格

- 良好な会員※①であること

※①良好な会員の定義は「規約」の“必須細則B”を参照のこと。2016年3月末時点在籍の75名は全て良好な会員である。

役員および理事の推薦の手順

～事前推薦（年次総会前日の5/11④までに推薦する）の場合～

- (1) 被推薦者の同意を得た上で、事務局あるいは例会受付へ口頭または文書で、役職名、推薦人と候補者の氏名を申告する。
文書に所定の様式はない。事務局に申し出る場合は電話・メール・FAXで連絡する。
- (2) 事務局から被推薦者に、選任された場合の就任の意思を確認する

～5/12④当日年次総会会場で推薦する場合～

- (1) 事前に必ず被推薦者の同意を得ておくこと。総会進行中に議長が推薦を募るのでその際に推薦人が挙手して志望役職名および候補者名を発表する

- ☞ 役員選考委員会は原則として全役職について事前推薦する
- ☞ 事前推薦の推薦人や被推薦者（候補者）は年次総会当日に欠席してもよい

選任の手順

- 候補者は総会出席者の過半数の支持を得て選任される
- 候補者が定数を越えた役職については、投票※②を実施する

※②投票の手順は「規約」の“必須細則E”を参照のこと。

「総会」、「役員および理事の責務」「役員および理事の選任」に関するクラブ規約条文抜粋

クラブ規約

第3章 運営

3.3 1月1日から5月15日の間に開催される例会のうち一回は、クラブ選挙を行う年次総会として開催する。年次総会の開催にあたっては、開催日の30日以上前に会員へ開催通知を行わなければならない。

3.5 良好な会員の3分の1の出席をもって定足数とし、クラブ規約や細則に特別の規定のない限り、出席しかつ投票した会員の過半数の賛成をもって承認されるものとする。会員に対しては、14日以上前に投票にかかる事項を通知するものとする。

第4章 役員および理事

4.1 役員は、会長、前会長、次期会長、財務担当および事務局長とする。また細則の取り決めに従って、役員には1名以上の副会長を含めることができる。本クラブには、細則の取り決めに従って、3名以上の理事を置く。事務局長と財務担当を除き、すべての役職は、同一人物による兼任を認めない。さらに役員と理事は、同時に兼務しないものとする。本クラブは、国内法令に従って他の役職を設けることができる。その職務の名称、任期、および選挙の手続きや空席の補充は、関連のクラブ規約および・あるいは細則により定めるものとする。

4.2 各役員の職務は次のように定義され、細則において追加的に規定することができる。

- 会長はクラブの代表として活動し、会員や役員を対象とする会議全般において議長を務め、定期的に双方へ報告を行う。
- 事務局長はクラブの記録を担当し、会員情報について変更がある際は、速やかに国際キワニスへ報告する。また、クラブ例会や役員会の議事録を作成し、(必

要なら) 国、地方公共団体その他の行政当局へ報告を提出する。さらに、会員や役員会に対して定期的に報告を行う。

- 財務担当は、役員会の権限に基づいてすべてのクラブ資金を管轄し、クラブの財政状況を記録の上、会員や役員会に対して定期的に報告を行う。
- 次期会長、前会長、ならびに副会長は、通常その役職に付随する職務、あるいは会長または役員会によって与えられた職務を担当する。

4.3 理事は、その業務に付随する職務、あるいは会長または役員会によって与えられた職務を担当する。

第5章 選挙および空席の補充

5.1 各役員および理事（およびその被推薦者）は、本クラブの良好な会員でなくてはならない。資格を満たしかつ就任に同意する会員は、細則に従って、事前に、あるいは会場から推薦を受けることができる。

5.2 前会長とは直近の会長で、就任可能でその意志がある者を指す。事務局長は、クラブ規約の定めるところに従って選任される。その他の役員や理事は、クラブ年次総会において、細則で定められた手続きに従って、過半数の得票により当選した者とする。

5.3 会長、前会長、次期会長、財務担当、事務局長および副会長は、細則の定めに従い、選出後の10月1日から起算して1年あるいは2年の任期とする。理事は、細則の定めに従い、選出後の10月1日から起算して、3年まで務めることができる。

必須細則

B. 良好な会員

注：この細則は、規約条項 2.2 に関し、本クラブの全会員に対して一律に適用する「良好な会員」を定義するものである。

会員が次のような状態である場合、本クラブとしては良好でないと判断する：

1. 彼・彼女は12ヶ月以上の年会費または入会金の滞納がある。
2. 彼・彼女が本クラブの名誉を傷つけ、または本クラブの目的に反する行為をしたとき。

E. 役員や理事の選挙手順

注：規約第5章に従って、各クラブはクラブ役員や理事の推薦および選挙に関する手続きを、書面により規定しなければならない。次の手順は推薦や選挙に関して基本的な要件を定めるものである。クラブは、自由裁量、または、国内法令により要件（期日、特別方式、推薦委員会など）を追加することができる。

本クラブの選挙手順は次の通りである。

1. クラブ事務局長は会員によって選任される。
2. 投票用紙の準備、開票、および結果の証明にあたるボランティアを任命する。
3. 推薦は本人の同意のもとに、事前にあるいは年次総会当日の会場から行える。
4. 累積投票は許されない。不在者投票を許可しない。委任状による投票を許可する。
5. 投票は定員を上回る候補者があった場合にのみ必要である。投票を行ってどの候補者も過半数の票を得られない場合は、最も少ない票を得た候補者を落選とし、その上で残りの候補者で再度投票を行う。過半数の票を得た候補者が決まるまでは、同様の手段を繰り返す。理事に定員以上の候補者がある場合は、最も得票数の多かった候補者達を当選とし、再度の投票は行わない。
6. クラブ選挙においては、電子投票を行ってよい。プライバシーおよび正確さを保証するため、安全なウェブサイトによる投票を行うこと。指針に関しては、国際キワニスに相談のこと。
7. クラブ事務局長は、国際キワニスに対し選挙結果を文書で報告する。（地区にも同様に文書で報告。）
8. 選任された役員および理事は「次期」と表示する（例：次々期会長、次期事務局長など。）
9. 本クラブにおける追加要件は、以下の通りである。
 - 役員および理事は本クラブの会員の中より役員選考委員会の指名によりクラブ年次総会で承認する。
 - 役員選考委員会は、会長、事務局長および会長の指名する会員若干名により構成する。

2の「ボランティア」…事務局長が担当する。複数名必要な場合は議長が会員から指名する。ボランティアを務めるときでも会員は投票に参加できる

6の「電子投票」…実施しない